

令和2年第3回 長久手市議会定例会 議事日程（案）

一般質問

順序	区分	氏名	
1	個人	田崎あきひさ 議員	9月15日(火) 6人
2	個人	川合保生 議員	
3	個人	岡崎つよし 議員	
4	個人	木村さゆり 議員	
5	個人	伊藤祐司 議員	
6	個人	ささせ順子 議員	
7	個人	山田けんたろう 議員	9月16日(水) 6人
8	個人	富田えいじ 議員	
9	個人	山田かずひこ 議員	
10	個人	野村ひろし 議員	
11	個人	大島令子 議員	
12	個人	加藤和男 議員	
13	個人	石じまきよし 議員	9月17日(木) 5人
14	個人	伊藤真規子 議員	
15	個人	わたなべさつ子 議員	
16	個人	なかじま和代 議員	
17	個人	さとうゆみ 議員	

令和2年第3回長久手市議会定例会

請 願 文 書 表

整理番号 及び 受理月日	所管 委員会	件名及び要旨	請 願 者 及 紹 介 議 員	審 議 結 果
第1号 8月20日		<p>件名 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願</p> <p>要旨 定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対し、下記の事項について意見書を提出すること。 1 少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画を早期に策定し、実施すること。 2 義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元すること。</p>	<p>請願者 愛知郡東郷町大字諸輪後山60番地65 愛知地区教職員組合 執行委員長 伊藤良 他219名 457</p> <p>紹介議員 なかじま和代 加藤和男 岡崎つよし ささせ順子 大島令子</p>	





定数改善計画の早期策定・実施と

義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書

令和2年 8月20日

長久手市議会議長

青山直道 殿

請願者 愛知郡東郷町大字諸輪後山 60 番地 65

愛知地区教職員組合

執行委員長 伊藤



219 名の署名簿を添付

加藤和男
岡崎つよし
ささせ 順子
なかじま 和代
大島 令子



定数改善計画の早期策定・実施と
義務教育費国庫負担制度の堅持
及び拡充を求めて

愛知地区教職員組合

資料

I 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の
堅持及び拡充を求める請願書

II 請願趣旨

III 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の
堅持及び拡充を求める意見書

定数改善計画の早期策定・実施と

義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書

請 願 趣 旨

貴職におかれましては、日々、教育の発展にご尽力いただき、深く敬意を表します。

さて、未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いです。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちをとりまく教育課題は依然として解決されていません。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面しています。昨年度、文部科学省は、1,920人の定数改善を示しました。しかし、少人数学級の推進や教職員定数改善計画は示されておらず、不十分なものであります。現在、小学校では新学習指導要領が全面実施となり、外国語教育については、学習内容や授業時数の増加により、子どもたちや学校現場の負担となっているという声が大きくなっています。子どもたち一人ひとりへの指導の充実のためには、専門的な知識や指導方法を身につけた小学校英語専科教員の全校配置が必要です。また、少人数学級は、地域・保護者からも一人ひとりの子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれます。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠です。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されています。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つです。

つきましては、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対して、地方自治法第99条の規定により意見書を提出されるよう下記の事項についてお願いいたします。

請 願 事 項

- 一、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画を早期に策定し、実施すること。
- 二、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元すること。

定数改善計画の早期策定・実施と

義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちをとりまく教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。昨年度、文部科学省は、1,920人の定数改善を示した。しかし、少人数学級の推進や教職員定数改善計画は示されておらず、不十分なものであった。現在、小学校では新学習指導要領が全面実施となり、外国語教育については、学習内容や授業時数の増加により、子どもたちや学校現場の負担となっているという声大きい。子どもたち一人ひとりへの指導の充実のためには、専門的な知識や指導方法を身につけた小学校英語専科教員の全校配置が必要である。また、少人数学級は、地域・保護者からも一人ひとりの子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって貴職においては、来年度の政府予算編成にあたり、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

長久手市議会

内閣総理大臣
内閣官房長官
文部科学大臣
財務大臣
総務大臣 宛



令和2年第3回長久手市議会定例会議事日程（第1号）

令和2年9月3日(木)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
 - 1 議案の提出について
 - 2 監査結果について
 - 3 財政健全化判断比率及び資金不足比率について
 - 4 継続費精算報告書について
 - 5 損害賠償の額の決定及び和解について
 - 6 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告について
 - 7 尾張土地開発公社経営状況について
 - 8 株式会社長久手温泉の経営状況について
 - 9 議案説明員について
- 第4 認定第1号令和元年度長久手市一般会計決算認定についてから認定第8号令和元年度長久手市下水道事業会計利益の処分及び決算認定についてまで
(議案の上程、提案者の説明、監査委員の決算審査意見報告)
- 第5 議案第58号令和2年度長久手市一般会計補正予算（第7号）から議案第68号GIGAスクール構想小中学校情報機器の買入れについてまで
(議案の上程、提案者の説明)
- 第6 議案第68号
(議案に対する質疑、委員会付託)
- 第7 同意案第12号長久手市教育委員会の教育長の任命について
(議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決)
- 第8 同意案第13号長久手市教育委員会の委員の任命について
(議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決)

令和2年第3回長久手市議会定例会議事日程（第2号）

令和2年9月4日(金)午前10時開議

- 第1 諸般の報告
請願の提出について
- 第2 諸般の報告に対する質疑
- 第3 議案第68号
(委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決)
- 第4 請願第1号定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願
(請願の上程、紹介議員の説明)
- 第5 認定第1号から認定第8号まで及び議案第58号から議案第67号長久手市児童発達支援センターの指定管理者の指定についてまで並びに請願第1号
(議案に対する質疑、委員会付託)

令和2年第3回長久手市議会定例会議事日程（第3号）

令和2年9月15日(火) 午前9時30分開議

第1 一般質問

(個人質問)

田崎あきひさ 議員

川合保生 議員

岡崎つよし 議員

木村さゆり 議員

伊藤祐司 議員

ささせ順子 議員

令和2年第3回長久手市議会定例会議事日程（第4号）

令和2年9月16日(水) 午前9時30分開議

第1 一般質問

(個人質問)

山田けんたろう 議員

富田えいじ 議員

山田かずひこ 議員

野村ひろし 議員

大島令子 議員

加藤和男 議員

令和2年第3回長久手市議会定例会議事日程（第5号）

令和2年9月17日（木）午前9時30分開議

第1 一般質問

（個人質問）

石じまきよし 議員

伊藤真規子 議員

わたなべさつ子 議員

なかじま和代 議員

さとうゆみ 議員

令和2年第3回長久手市議会定例会議事日程（第6号）

令和2年9月30日(水)午前10時開議

第1 認定第1号から認定第8号まで及び議案第58号から議案第67号まで並びに請願第1号

（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）

第2 議員派遣の件

令和2年9月3日

教育福祉委員会

議案番号 件 名

議案第68号 G I G Aスクール構想小中学校情報機器の買入れについて

令和2年第4回長久手市議会定例会会期日程(案)

(令和2年11月26日～12月18日 23日間)

日次	月日	曜日	開催時間	摘 要
第1日	11月26日	木	午前10時	開会、本会議 会議録署名議員指名、会期の決定、諸般の報告、議案(上程、説明)
第2日	11月27日	金	午前10時	本会議 議案(質疑、委員会付託) 散会后 予算決算委員会
第3日	11月28日	土		休 会
第4日	11月29日	日		休 会
第5日	11月30日	月	午前9時30分 午前10時	本会議 議案(委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決) 予算決算委員会総務くらし建設分科会 終了後 総務くらし建設委員会
第6日	12月1日	火	午前9時30分	教育福祉委員会 終了後 予算決算委員会教育福祉分科会
第7日	12月2日	水	午前9時30分	総務くらし建設委員会
第8日	12月3日	木		予 備 日
第9日	12月4日	金		予 備 日
第10日	12月5日	土		休 会
第11日	12月6日	日		休 会
第12日	12月7日	月		予 備 日
第13日	12月8日	火	午前9時30分	本会議 一般質問
第14日	12月9日	水	午前9時30分	本会議 一般質問
第15日	12月10日	木	午前9時30分	本会議 一般質問
第16日	12月11日	金		予 備 日
第17日	12月12日	土		休 会
第18日	12月13日	日		休 会
第19日	12月14日	月	午前9時30分	予算決算委員会
第20日	12月15日	火		予 備 日
第21日	12月16日	水	午前10時	議会運営委員会
第22日	12月17日	木		休 会
第23日	12月18日	金	午前10時	本会議 議案(委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決) 閉会

11月11日(水) 午前10時 議会運営委員会

11月16日(月) 午前8時30分から 11月17日(火) 正午まで

一般質問通告受付

11月17日(火) 正午 陳情書及び請願書等受付締切り

11月20日(金) 午前10時 議会運営委員会

赤字は現行のマニュアルからの修正部分

青字は 7/13 の意見を反映した部分

緑字は 8/20 の意見を反映した部分

平成 28 年 5 月 18 日施行

大規模災害時等における市議会の対応に関する規定

(災害対策行動マニュアル)

1 目的

長久手市議会は、大規模災害等の緊急事態発生時において、市民の生命、身体及び財産の安全と安心を確保するため、市長等と協力し、議会としての体制を整えることを目的とする。

2 災害対策会議の設置

長久手市議会議長（以下、議長）は、大規模災害等発生のおそれがある場合において、迅速な情報共有と意思決定が可能な体制を整えるため、長久手市議会災害対策会議（以下、「対策会議」という。）を設置することができる。

3 基本方針

議長は、下記の場合に副議長とともに市議会の災害対応を統括する。

- (1) 市内で震度 5 強以上の地震が発生したとき
- (2) 大雨、洪水、暴風、火災等により市内に甚大な被害が生じたとき
- (3) 種々感染症等、市民に重大な健康危機が発生するおそれがある場合

4 基本姿勢

長久手市議会（以下、市議会）は、下記の対応を基本とする。

- (1) 長久手市災害対策本部（以下、「市対策本部」という。）等が迅速、かつ円滑に応急活動ができるよう最大限の協力、支援をする。
- (2) 国、県、関係各機関に必要な要望活動を行い、市の復旧・復興の取り組みをバックアップすること。
- (3) 広域的な応援体制が必要と判断したときは、関係自治体の議会と積極的に連携を図ること。
- (4) 大規模災害時にあつては、議員や職員のみならず、庁舎の被災も想定されるため、状況に応じた柔軟かつ的確な対応をする。

5 行動原則

議員は、長久手市地域防災計画等に定める市対策本部等が設置された場合は、その所在を議会に報告し連絡体制を整える。また、大規模な自然災害が発生した場合は、自身及び家族の安全を第一とし、連絡手段が確保できたときは、自身及び周辺の被災状況を議会に報告する。招集があるまでは一市民として、応

急対策等に参加すること。その際は市民の安全の確保と不安の払しょくを優先し対処するよう心がけること。また、**新型インフルエンザ等の病原性が高く、かつまん延する可能性の高い新型インフルエンザや、同様の危険性のある新感染症が発生した場合に、自身及び家族の感染予防に努め、市民の感染状況の把握と不安の払しょくを優先し、対処するよう心がけること。**

6 行動基準

◆自然災害発生時

(1) 初動期

◇災害発生 2 4 時間以内

初動期においては、議員の安否を確認し、連絡体制を構築する。

ア **議員**は、議会事務局と連絡を取り、安否状況、連絡先、被害の状況を報告する。連絡のない議員に対しては、議会事務局から安否及び連絡先の確認をする。

イ 議長（議長に事故あるときは別表のとおり）は、議会事務局と連絡を取り、市対策本部が設置されたときは、議長及び副議長は、速やかに**議員控室**に参集する。

ウ 議員は、自身の安全を確保したうえで、居住地域等において救援・救護活動をするとともに、情報収集に努める。

エ 議員は、緊急の場合を除き、市対策本部への要望及び提言については、原則議長（議会事務局）を窓口として行う。

オ 議会事務局長及び議会事務局指定職員は、市対策本部の状況を議長に報告し、議会からの要請等を市対策本部に報告する。この場合、残りの議会事務局職員は、議長の命を受け事務に従事する。

◇災害発生 7 2 時間以内

ア 議長は、**状況に応じて議会対応を協議するため、議員を議員控室へ招集する**。ただし、議員控室が使用できない場合は、議長が別に定める。

イ 必要に応じて、議長及び副議長は、災害地視察をする。

ウ 議員の参集は原則徒歩とし、自己の飲料水、食料等を必要に応じて携行する。

(2) 中期（災害発生後おおよそ1週間以内）

中期においては、対策会議に参集し、議長の指揮の下、被災地、避難所における情報収集を行うとともに、市対策本部との情報共有をする。

ア 対策会議は、市対策本部から収集した情報、調査結果等を共有するとともに、次の事項について協議する。

- ・今後の活動方針

- ・調査活動スケジュール
 - ・調査概要（調査場所、調査項目、調査方法等）
 - ・役割分担（被災地、避難所等への議員派遣等）
- イ 議員は、対策会議で担当することとなった被災地や避難所に赴き、被災状況等を調査し、結果を議長へ報告する。また調査の際、市民から質問や意見等があれば、市対策本部からの情報に基づき、相談又は助言をする。
- ウ 議長は、調査結果を集約し、市対策本部へ報告する。

(3) 後期（災害発生後1週間以降）市対策本部との連携の下に、復旧・復興に向けた市の取組等について検討する。

ア 復旧・復興に必要な施策、国、県など関係機関に対する要望事項等を調査し、結果を議会が取りまとめる。

イ 議長は、調査結果を市対策本部に提供する。

◆**新型インフルエンザ等感染症発生時**

- (1) 議長（議長に健康被害があるときは別表のとおり）及び副議長は、市対策本部等が設置されたときは議会事務局と連絡を取り、議員控室に参集する。
- (2) 議会事務局長及び議会事務局指定職員は、市対策本部等の状況を議長に報告し、議会からの要請等を市対策本部等に報告する。
- (3) 議員は、緊急の場合を除き、市対策本部等への要望及び提言については、原則議長（議会事務局）を窓口として行う。
- (4) 議長は、状況に応じて議会对応を協議するために対策会議を行う場合は、議員を議員控室へ招集する。ただし、議員控室が使用できない場合は、議長が別に定める。
- (5) 議員及び議会事務局は、傍聴者を含め、議会内における健康被害防止策を速やかに実施する。（マスクの着用、検温、換気、三密回避の徹底等）
- (6) 議員は、議会事務局と連絡を取り、健康状態を報告する。

7 その他

大規模災害時等でも議会機能を維持するという根幹的な役割を果たせるよう、平時から会議の方法や、市民が傍聴できるしくみ作りについて検討し備えておく。

8 この規定に定めがないものは議員が協議して定める。

9 平成8年9月4日制定の「大震災発生時における市議会の応急活動等について」は廃止する。

附 則

この規定は、令和〇年〇月〇日から施行する。感染症等について追記。